

# 恩納村「アジア圏内〈文化・交流〉体験プログラム」派遣事業実施要綱

## 第1. 派遣目的

現在、本村ではビデオコミュニケーションシステムを活用し、村立小中学校とアジア圏内小中学校を繋ぎ、国際性に富んだ人材育成事業の一つとして、相互の言葉や文化の違い等を体験する交流事業を展開している。その事業をより効果的なものとするため現地へ児童生徒を派遣し、現地小中学校の授業や学校行事に参加することで、相互の言葉や文化の違い等を直に体験させ、国際理解を図るとともに本村児童生徒の健全育成に資する。

## 第2. 派遣先

アジア圏の小学校及び中学校(R7年度は台湾)

## 第3. 派遣期間

3泊4日程度

## 第4. 被派遣者構成

被派遣者の構成は、次に掲げるとおりとする。

### (1) 派遣団引率者

(ア) 派遣団団長 …………… 1名

### (イ) 引率教諭

村立学校に勤務し、所属先学校長が推薦する小学校教諭又は中学校教諭 1～2名程度

※ 原則として少なくとも1名は派遣団団長が所属する学校の教諭を派遣するものとし、それによりがたい場合は、それ以外の学校から参加を希望する教諭を募るものとする。

### (ウ) 事業主管引率

恩納村教育委員会職員 1～2名程度

(エ) 保健師又は看護師 …………… 1名

※ 派遣団団長、引率教諭、事業主管引率、保健師・看護師の派遣は合計5名程度とする。

### (2) 児童生徒

村立学校に在籍する小学校5・6年生及び中学1・2年生 合計10名程度

(ア) 小学校枠 村立小学校に在籍する5・6年生 …………… 5名程度

(イ) 中学校枠 村立中学校に在籍する1・2年生 …………… 5名程度

※ 原則として、応募のあった学校から少なくとも1名は派遣する。ただし、各枠内において応募者が5名に満たない場合は、残りを別の枠に振り替えることができるものとする。

## 第5. 事業主管者

本事業の主管者は、恩納村教育委員会社会教育課とする。

## 第6. 派遣費補助額

予算の範囲内とする。

## 第7. 被派遣者負担額

恩納村「アジア圏内〈文化・交流〉体験プログラム」派遣事業実施要領による。

## 第8. 募集方法

恩納村「アジア圏内〈文化・交流〉体験プログラム」派遣事業実施要領による。

## 第9. 事業の中止又は日程変更等

自然災害等の不可抗力による派遣の中止又は日程に変更がある場合には、被派遣者へ速やかに通知するものとする。

## 第10. その他

本要綱に定められた事項以外に、事業実施に必要な事項については別途定めるものとする。

